

防整技第6039号
令和4年3月30日
一部改正 防整技第15098号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設工事における道路清掃員の算定に関する細部事項について（通知）

標記について、警備員等及び監督官事務所備品等算定要領について（通知）（防整技第7178号。28.3.31）別紙の第5の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事における道路清掃員の算定に関する細部事項

1 目的

本細部事項は、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）の実施に当たり、警備員等及び監督官事務所備品等算定要領について（通知）（防整技第7178号。28.3.31）に基づく道路清掃員の算定に関して必要な事項を定め、もって業務の適切かつ円滑な処理に資することを目的とする。

2 用語の定義

本細部事項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）道路清掃 工事实施による工事関係車両の通行に伴う工事区域外での道路の路面等の土砂や粉じん等による汚損を除去し、現状に回復することを目的として行う清掃をいう。
- （2）人力清掃 人力により行う道路清掃をいう。
- （3）機械清掃 スイーパー若しくは路面清掃車により行う道路清掃をいう。
- （4）道路清掃員 人力清掃を行う作業員をいう。
- （5）工事区域 工事目的物とその周辺を仮囲いやバリケード等の仮設物で区画した範囲をいう。
- （6）工事区域外 工事区域の範囲外をいう。
- （7）準備期間 施工に先立ち行う労務、資機材の調達、調査・測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間とし、工事の始期から工事着手するまでの期間をいう。
- （8）後片付け等期間 施工終了後の自主検査、工事区域内の後片付け・清掃、試運転調整等から工事の終期までの期間をいう。
- （9）防衛施設周辺区域 自衛隊施設の周辺及び駐留軍に提供している施設・区域の周辺区域をいう。

3 道路清掃員を計上する対象工事

- （1）次に掲げるいずれかの事項に該当する工事は、原則として道路清掃員を計上する。ただし、機械清掃による道路清掃を計上する工事は除くものとする。

ア 工事区域外で土砂等の運搬が含まれ、これにより土砂や粉じん等の飛散が想定される工事

イ 要求機関との協議により工事区域外の道路清掃を行う必要がある工事

ウ 工事区域又は工事関係車両の通行経路が飛行場地区に近接し、滑走路等への土砂や粉じん等の飛散を防止する必要がある工事

エ 防衛施設周辺区域又は公務員宿舍の工事で、周辺住民等との協議により工事区域外の道路清掃を行う必要がある工事

- (2) 同一の工事区域で前号に該当する工事が複数実施される場合は、当該工事の担当者間で協議し、道路清掃員を主たる工事にまとめるなどを検討した上で、計上する工事を選定するものとする。(4 (3) ウ (総合工事の場合を参照))

4 道路清掃員の算定等

- (1) 道路清掃員を計上する期間は、原則として工事で想定される実稼働期間とし、準備期間及び後片付け等の期間は含まないものとする。
- (2) 道路清掃員による1日当たりの清掃時間は、2時間を標準とする。ただし、常に状態監視をして道路清掃を行うなどの特殊な事情がある場合は、工事の実施時間に応じた清掃時間を計上することができる。
- (3) 道路清掃員費の算定は、次によるものとする。

ア 道路清掃員費は、必要日数に軽作業員相当単価を乗じて算定する。

なお、建築工事及び設備工事は、公共建築工事積算基準等の運用の当該規定により、単価を適切に補正するものとする。

イ 道路清掃員の計上期間における1か月当たりの清掃日数は、19.5日を標準とする。

ウ 道路清掃員の必要日数は、次式により算定する。

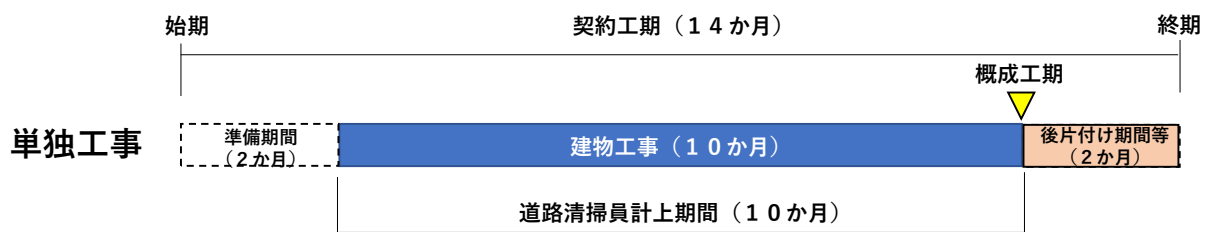
(算定式)

$$\text{道路清掃員の必要日数} = t \times 19.5 \times h / 8$$

ここに、 t ：道路清掃員の配置期間〔月〕

h ：1日当たりの清掃時間〔h〕(2時間を標準とする。)

【単独工事の場合】



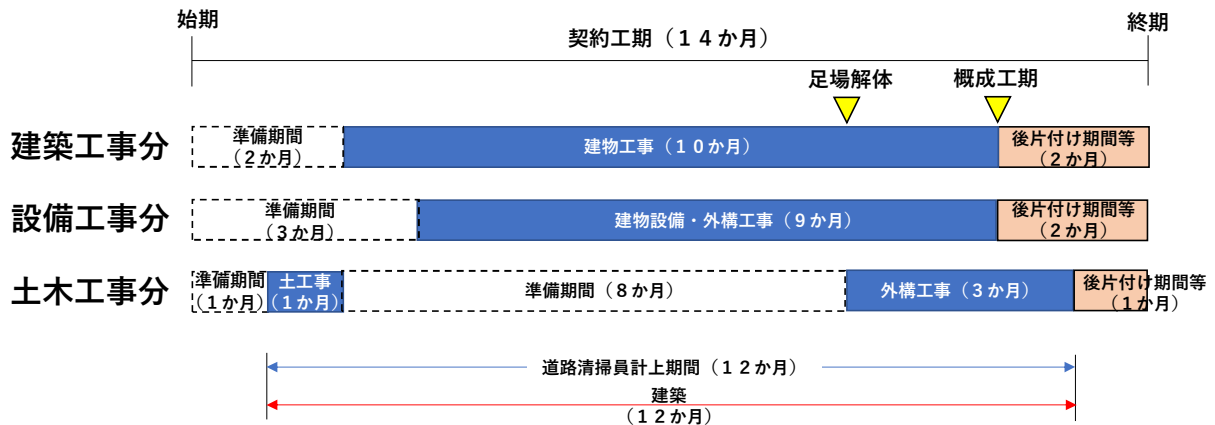
(算定例1)

工期14ヶ月（準備期間2ヶ月、後片付け期間2ヶ月）の単独工事で、1日当たりの清掃時間を2時間として計上する場合

$$\text{道路清掃員の必要日数} = 10 \times 19.5 \times 2 / 8$$

$$= 48.75 \div 49 \text{ 日 (小数点1位切上げ)}$$

【同一の工事区域で単独契約の総合工事を実施する場合】



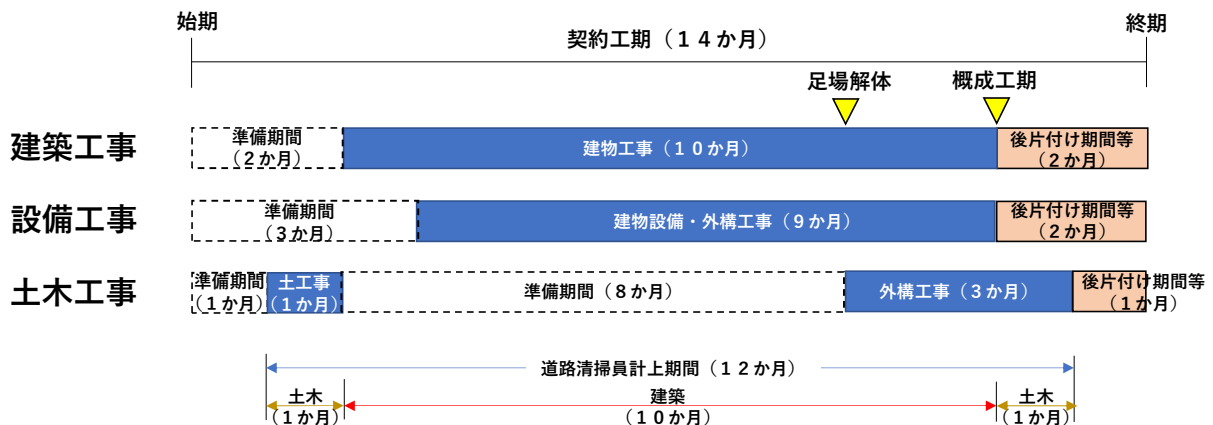
（算定例2）

工期 14 ヶ月の総合工事で、1 日当たりの清掃時間を 2 時間として工事が重複する場合

〈建築工事の計上〉

$$\begin{aligned} \text{道路清掃員の必要日数} &= 12 \times 19.5 \times 2 / 8 \\ &= 58.5 \div 59 \text{ 日（小数点 1 位切上げ）} \end{aligned}$$

【同一の工事区域で複数の単独契約の工事の場合】



（算定例3）

工期 14 ヶ月の複数の単独契約の工事で、1 日当たりの清掃時間を 2 時間として工事が重複する場合

〈建築工事の計上〉

$$\begin{aligned} \text{道路清掃員の必要日数} &= 10 \times 19.5 \times 2 / 8 \\ &= 48.75 \div 49 \text{ 日（小数点 1 位切上げ）} \end{aligned}$$

〈土木工事の計上〉

$$\text{道路清掃員の必要日数} = 2 \times 19.5 \times 2 / 8$$

＝9.75÷10 日（小数点 1 位切上げ）

- （４）道路清掃員費の計上は、別に定めるところにより、土木工事は直接工事費とし、建築工事及び設備工事は積み上げによる共通仮設費とする。

5 特記仕様書への記載

- （１）道路清掃員を計上する場合、原則として次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

ア 道路清掃の目的

イ 清掃方法に関すること

ウ 計上期間及び清掃時間に関すること

エ 発注者への作業報告に関すること

- （２）特記仕様書への記載にあたっては、次の記載例を参考とする。

（記載例）

道路清掃員（●適用する ○適用しない）

ア 受注者は、本工事の施工にあたり、工事区域外において工事関係車両の通行等で発生する土砂や粉じん等による汚損を除去し、道路の路面等を現状に回復することを目的として、次の事項による道路清掃を行うものとする。

（１）道路清掃の方法：人力清掃

（２）道路清掃員の計上期間：令和○年○月○日～令和○月○月○日

（３）１日当たり清掃時間：午前作業終了前１時間、午後作業終了前１時間

イ 受注者は、道路清掃の実施に先立ち、施工計画書を作成し、監督官の承諾を得るものとする。

ウ 受注者は、施工計画書に基づき、道路清掃を行うものとし、日々の作業完了後、作業日報を作成する。また、作業日報には、清掃状況が確認できる写真を添えるものとする。

エ 受注者は、工事完了後、前項による作業日報を監督官に提出しなければならない。

オ 受注者は、道路清掃の実施にあたり、上記アにより難い場合は、あらかじめ監督官と協議するものとする。

6 留意事項

- （１）道路清掃員を計上する場合は、前項によるほか、設計図書に明示すべき施工条件等について（通知）（防整技第 7 1 8 7 号。2 8．3．3 1）を踏まえ、適切な条件の明示に努めるものとする。

- （２）工期の延期又は短縮等によって道路清掃員の計上期間、清掃時間数等を変更する場合は、建設工事請負契約書に基づき、設計変更の対象として適切に処理するものとする。

なお、道路清掃員費の算定に用いる 1 か月当たり清掃日数は、原則として実際の作業日報に基づく清掃日数に増減があっても設計変更の対象としない。

7 その他

本細部事項に関する疑義等については、整備計画局施設整備官と協議するものとする。